


事業等名	商圏分析（商圏マップ） NEW!	情報提供
▼こんなときに		
商圏の分析をしたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<p>新規出店や販売戦略検討のため、既存店との競争環境の把握に役立つ商圏情報を提供します。</p> <p>【例えばこんなことができます！】</p> <p>①酒屋を営んでいるが、店舗周辺はどのくらいの消費が見込めるのか？</p> <p>●自店の商圏を設定し、商圏内の家計消費支出と世帯数から年間の消費額が予測できます。 また、商業統計から、商圏内の年間販売額を抽出できます。 これらのデータから、自店の売上目標が設定できます。</p> <p>②会社や店舗の清掃をやっているがどの地域を中心に営業したらいいのか？</p> <p>●事業所統計から、規模別・形態別等の法人数を把握し、営業すべき重点地域を探ることができます。</p>		
申請期間等	随時受付	
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室 TEL：077-511-1413 メール：keiei@shigaplaza.or.jp ホームページ：https://www.shigaplaza.or.jp/map/	

事業等名	滋賀県企業情報サイト「WORKしが」	情報提供				
▼こんなときに						
多様な人材の採用をお考えのとき						
▼こんな支援が受けられます						
<p>滋賀県で就職を希望する大学等卒業予定者をはじめとする若年求職者や東京圏からのUIターン就職希望者の皆さんに、企業情報や採用情報、求人情報を発信することができます。</p> <p>「WORKしが」 URL：https://www.workshiga.com/</p> <p>※移住支援金の対象として滋賀県から選定された求人情報を「WORKしが」に掲載しマッチングが成立した場合は、対象市町に移住し就業した方に対して、市町から最大100万円が支給されます。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>移住支援金の支給対象となる移住・就業者に関する主な要件</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住、または、東京圏に在住し東京23区へ通勤していた方で、県内の対象市町へ移住した方 ・転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している方 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方 ・5年以上継続して就業する意思を有している方 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の世帯：100万円 (18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算) ・単身：60万円 </td> </tr> </tbody> </table>		移住支援金の支給対象となる移住・就業者に関する主な要件	支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住、または、東京圏に在住し東京23区へ通勤していた方で、県内の対象市町へ移住した方 ・転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している方 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方 ・5年以上継続して就業する意思を有している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の世帯：100万円 (18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算) ・単身：60万円 	
移住支援金の支給対象となる移住・就業者に関する主な要件	支給額					
<ul style="list-style-type: none"> ・移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住、または、東京圏に在住し東京23区へ通勤していた方で、県内の対象市町へ移住した方 ・転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している方 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方 ・5年以上継続して就業する意思を有している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の世帯：100万円 (18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算) ・単身：60万円 					
申請期間等	随時受付					
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室 TEL：077-528-3758 E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp					

事業等名	下請企業振興事業	情報提供				
▼こんなときに						
県内の受発注情報を知りたいときに						
▼こんな支援が受けられます						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>発注情報収集提供支援</td> <td>○専門相談員2名の、県内企業訪問による受発注情報の収集や提供 ○受注企業名簿の作成、配布</td> </tr> <tr> <td>その他情報収集提供支援</td> <td>○下請企業向けの振興セミナーの開催</td> </tr> </tbody> </table>		発注情報収集提供支援	○専門相談員2名の、県内企業訪問による受発注情報の収集や提供 ○受注企業名簿の作成、配布	その他情報収集提供支援	○下請企業向けの振興セミナーの開催	
発注情報収集提供支援	○専門相談員2名の、県内企業訪問による受発注情報の収集や提供 ○受注企業名簿の作成、配布					
その他情報収集提供支援	○下請企業向けの振興セミナーの開催					
申請期間等	通年※セミナー等の開催時期については下記問い合わせ先までご連絡ください。					
問い合わせ先	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 販路開拓課 TEL：077-511-1413 E-mail：hanro@shigaplaza.or.jp ホームページ：https://www.shigaplaza.or.jp/order/	